

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会とりまとめ報告
適正な飼養管理の基準の具体化について（案）

令和2年8月

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

I. 検討の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律においては、第12条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、環境省令等により第一種動物取扱業に係る登録基準及び遵守基準が定められている。また、同法第24条の4の規定に基づき、環境省令等により第二種動物取扱業者に係る遵守基準が定められている。

これらの基準については、これまで哺乳類、鳥類、爬虫類全般を対象とする汎用性の高い定性的な基準が示されているところであるが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化等を図っていくことが強く求められており、科学的知見や現場の実態に基づいた基準やガイドラインの内容について専門的な見地から検討する「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」を平成30年3月に設置し、議論を進めてきたところである。

その後、令和元年6月19日に公布された改正動物愛護管理法において、犬猫等販売業における遵守基準を具体的なものとする等の規定が設けられた。

こうした経緯を踏まえ、検討会においては、平成30年3月から計7回（改正法が公布された令和元年6月から計4回）にわたり、海外規制等の各種調査や関係団体からのヒアリング、国内実態調査等を進め、適正な飼養管理の基準の具体化についての議論を行ってきた。これらの議論の結果を取りまとめ、犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化について、報告するものである。

II. 基本的な視点

- 改正動物愛護管理法第21条の規定に基づき、動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。
- 議員立法により関係規定が改正された経緯を踏まえ、現行の定性的な基準をもとに、満たすべき数値や状況等をできる限り具体化するとともに、必要な項目を追加する。
- 必ず守らなければならない基準として、悪質な事業者を排除するために、自治体職員が根拠を持って説明可能であり、改善する意志のない事業者に対しては勧告、命令、取消等の厳格な処分を行いやすい明確な基準とする。
- 自治体職員が遵守状況を明確に確認・判断でき、事業者も理解しやすい統一的な考え方で基準を設定し、規制の実効性を担保する。
- 対象は、犬猫を取り扱う事業者全般であり、犬猫等販売業（ブリーダー・ペットショップ）に限らず、展示業（猫カフェ）、譲受飼養業（老犬・老猫ホーム）等にも適用する。また、第一種動物取扱業（営利）に限らず、第二種動物取扱業（非営利）の譲渡団体等にも準用する。

- 理想的な飼養管理のあり方については、遵守基準とは別に検討する必要があること、基準の考え方や基準を満たす状態等がわかりやすく示されることが重要であることを踏まえ、「基準の解説書（仮称）」（以下「解説書」という。）を作成し、①基準を満たす状態（満たさない状態）の例示、②基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値、③基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の方法と考え方等を解説する。

Ⅲ. 犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化について

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

（1）具体化の方針

動物の飼養及び保管にあたっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。

現行規定においては、ケージ等のサイズについて、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする等が規定されている。犬猫においては、閉じ込め型の飼養を防ぐとともに、自治体職員が現場で設備を確認する際に、品種等による個体のサイズの違いがあっても統一的な考え方で客観的にチェックしやすく、事業者側も確保すべき設備について理解しやすい基準とすること等によって実効性を確保することが重要である。

また、設備の構造としては、床材やケージに着目し、動物が傷害を受けるおそれがない構造、材質、状態とすることを具体的に規定する。

以上を踏まえ、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項については、個体の体長と体高の比率を用いた規定とし、施設の状況に応じ、寝床や休息場所となるケージと運動をさせるスペースを分離するタイプを【運動スペース分離型（ケージ飼育等）】（以下「分離型」という。）、寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備（檻・ケージ等）のタイプを【運動スペース一体型（平飼い等）】（以下「一体型」という。）として、それぞれの基準を数値で規定する。また、閉じ込め型の飼養を防ぐため、運動スペースの面積を具体化し、さらに常に使用できる状態の維持と運動自体の義務化を行い、ケージの中のみでの飼養を禁止する（ペットホテル等の保管業及び訓練業、傷病動物や幼齢動物等の場合を除く。）。これらをもとに、①分離型の基準、②一体型の基準、③ケージ等の構造等に係る基準について具体化する。

(2) 基準に定める事項（案）

①運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

<寝床や休息場所となるケージ>

- ・ 犬：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍とする。
- ・ 猫：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍とする（棚を設け2段以上の構造とする）。
- ・ 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積を確保する。

<運動スペース>

- ・ 一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付ける。
- ・ 運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付ける。

根拠・考え方

- 寝床や休息場所となるケージは、日常的な動作として、ケージ内での方向転換及び前肢を挙げて後肢のみで立ち上がる行動を想定し、必要な大きさを具体化する。複数飼養する場合は各個体に対して、分離型の基準に基づく面積を算出し、その面積の総和を確保する。
- 猫については、上下運動を行うため、棚の設置を前提とする高さを規定する。
- 運動スペースについては、一体型の基準（後述）をベースに、常に運動できる平飼いよりも広い面積を確保して十分な運動を行う必要がある一方で、スペースを交代で使用する可能性があることの双方を総合的に考慮する（販売業（繁殖業を含む）等で設置を義務付け）。

②運動スペース一体型（平飼い等）の基準

- ・ 犬：分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍とする。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍×頭数分の床面積を確保する。
- ・ 猫：分離型のケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍とする（2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする）。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズ×頭数分の床面積を確保する。
- ・ 繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保する（親子以外の個体の同居は不可とする）。

※複数飼養は、親や他の個体等との社会性を養う重要性を考慮することとし、闘争等が起こる組合せでの飼養は認めない。

根拠・考え方

- 個体のサイズに応じた基準とするため、分離型のケージサイズをベースとし、犬は、走る等の自然な運動を行える広さとして、分離型の6倍の面積とし、猫は、上下運動が可能な高さとして柵を2つ設ける3段構造とする。
- 上記基準に加え、清掃や日常の維持管理が容易な規模・構造を確保することや、動物が脱走しない高さを確保することについて、解説書で説明する。

③ケージ等の構造等

- ・ 金網の床材としての使用を禁止する（四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）。
- ・ ケージ等及び訓練場に錆（サビ）、割れ、破れ等の破損がないことを義務付ける。

根拠・考え方

- 動物が傷害等を受けるおそれがある不適切な構造及び材質を具体化する。
- 床材は、長期間飼養された場合等に肉球が傷むおそれがある金網の使用を禁止する。なお、太い網すのこを用いる場合や、金網の上に布やトレーを置く場合等、肉球が傷まないような管理がされている場合も想定されることから、そのような場合を除くこととする。
- 不安定な状態でのケージの積み重ねやふん尿が漏えいする構造等、現行基準上不適合となる状況については、解説書で具体的に説明する。

(3) 関係する現行基準（参考）

- ✓ ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。
- ✓ 飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。
- ✓ ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

- ✓ ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
- ✓ (省令第3条第2項第7号) 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
 - イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
 - ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
 - ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
 - ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

(1) 具体化の方針

動物の飼養管理及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の従業員を配置する必要がある。

1人当たりの飼養頭数が多くなると、個体の飼養管理や施設の維持管理が行き届かない傾向があるため、清掃や給餌等の作業及び運動やふれあい等の活動の実施等の適切な飼養管理を行う時間を確保する必要がある。

以上を踏まえ、動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数については、1頭当たりの飼養管理に要する作業時間をもとに具体化する。

(2) 基準に定める事項(案)

- ・ 犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭までとする。
- ・ 猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭までとする。
いずれも、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めないこととする。
- ・ 犬と猫の双方を飼養する場合は、上記を踏まえ、それぞれの飼養頭数の上限を設定する(例えば、販売犬が10頭の場合、販売猫は15頭、計25頭までとする)。
- ・ ただし、課題のある事業者の上限値強化と優良な事業者の上限値緩和を検討する。

根拠・考え方

- 8時間労働を標準とし、1頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間を想定し、1人当たりが管理できる頭数を算出する。
- 犬と猫のそれぞれで管理方法が異なること、繁殖を行う場合は繁殖に関係する多くの管理作業が必要なことを考慮する。
- 繁殖を行う場合は、親兄弟との同居を通じた犬同士の社会化を促すことと、産子数は予測不可能であることを考慮し、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めないこととして、親犬・親猫の数をカウントすることを想定する。
- 個別の施設・設備及び管理体制等によって飼養状況が異なるため、個体の管理状態等に応じて、環境省令で定める基準等の範囲内で、都道府県等が飼養頭数の上限値を減少又は増加させる規定を検討する。

(i) 犬

- ・ 平均して1頭当たりに対し、清掃10分、給餌3分、個体チェックと運動等11分、繁殖関連のケア・子犬の世話・ふれあい等8分を想定し、販売個体等は計24分、繁殖個体は計32分の作業時間が必要。

(ii) 猫

- ・ 平均して1頭当たりに対し、清掃10分、給餌3分、個体チェックと運動等3分、繁殖関連のケア・子猫の世話・ふれあい等4分を想定し、販売個体等は計16分、繁殖個体は計20分の作業時間が必要。

(3) 関係する現行基準（参考）

- ✓ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

(1) 具体化の方針

動物の健康・安全の確保のためには、その種類、習性等に応じた適切な温度・湿度の維持等の環境管理が必要である。また、施設を常に清潔にして周辺の環境保全に努める等、動物のみならず、人の生活環境の保全にも努める必要がある。

以上を踏まえ、動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項に係る基準については、動物の健康に支障が出るおそれがある状態を回避する観点から具体化する。

(2) 基準に定める事項 (案)

- ・ 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物に発現する状態）の禁止、温度・湿度計の設置を義務付ける。
- ・ 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。
- ・ 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付ける。

根拠・考え方

- 外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として上限値や下限値を設けて数値を一律に定めた場合、数値は満たすが悪質な事業者に対し適切な指導ができないおそれ等もあるため、解説書において段階的な数値や状態の目安を示し、自治体職員が現場の状況に応じた指導を行うことを可能とする。
- 温度・湿度は、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等様々な品種がいること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとする。個体の状態に関する指標となる、寒冷・暑熱ストレスのサイン（震えや浅速呼吸（パンティング）等）等については、解説書で具体的に説明する。
- 臭気は、悪質な事業者であっても基準の範囲内だった場合に（数値がかえって不適切な状態にお墨付きを与えることがないよう）総合的な判断により指導を可能にする必要があるため、清潔を保つことを義務付けし、解説書において数値と状態の関係等を示し、それに基づく指導を可能とする。なお、環境への影響防止の観点からは悪臭防止法に基づく指導が可能である。
- 自然光や照明がない場所での飼養を禁止し、夜間における照明の制限等を規定する。また、これにより猫の繁殖の人為的なコントロールを防ぐ。

(3) 関係する現行基準 (参考)

- ✓ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

(1) 具体化の方針

動物の健康・安全を保持するためには、日常的な健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、疾病等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるなど、適切な対応を行う必要がある。

以上を踏まえ、動物の疾病等に係る措置に関する事項に係る基準については、現行規定にない健康確認の頻度に着目して具体化する。

(2) 基準に定める事項（案）

- ・ 定期的な（年1回）獣医師の健康診断を義務付ける。
※繁殖個体等の1年以上飼養する個体を対象とする。
※繁殖個体においては、雌雄ともに繁殖に関する診断を受けることを義務付ける。

根拠・考え方

- 現行法で獣医師等との適切な連携の確保が義務付けられ、かかりつけの獣医師による定期的な診察等が想定されていることを踏まえ、健康状態を確認する方法として、獣医師による健康診断の頻度を具体化する。なお、改正法により獣医師の虐待通報が義務付けられたことから、虐待が疑われるような状態だった場合は健康診断の際に発見することが可能である。
- 繁殖個体（雌雄双方）においては、健康診断の際に、繁殖に係る項目（帝王切開の状況、今後繁殖に供することができる状態かどうかの判断等）についても、診断を受けることを義務付ける。

(3) 関係する現行基準（参考）

- ✓ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- ✓ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。
- ✓ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。
- ✓ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- ✓ （法第22条の3）（獣医師等との連携の確保）犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

(1) 具体化の方針

動物の展示・輸送に当たっては、動物に過度の苦痛を与えることがないように適切に行われる必要がある。

また、展示・輸送については、動物へのストレスを軽減するために通常とは異なる配慮が必要となる場合があることから、休息やアフターケア等に留意することが必要である。

以上を踏まえ、動物の展示又は輸送の方法に関する事項に係る基準については、休息时间及び輸送後の状態確認に着目し、現行規定で不足する点について数値により明確化を図る観点から具体化する。

(2) 基準に定める事項（案）

- ・ 長時間連続して展示を行う場合には休息ができる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保することを義務付ける。ただし、上記の状態を確保できない場合は、6時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けることを義務付ける。
- ・ 輸送後2日間以上その状態を観察することを義務付ける。

根拠・考え方

- 動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるという現行基準について、原則として、隠れられる（人目が避けられる）設備に移動できる状態であることを具体化する。休息ができる設備に自由に移動できる状態を確保できない場合は、犬猫の展示が最大12時間となっていることを踏まえ、その半分の6時間おきに休憩を取ることを具体化する。
- 輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、輸送後の目視観察期間を設けるもの。なお、現行省令においても販売又は貸出しは2日間の目視が義務付けられているが、同一事業者における輸送時に関しては規定されていないことを考慮したものである。

(3) 関係する現行基準（参考）

<展示>

- ✓ 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

- ✓ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

<輸送>

- ✓ 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。
- ✓ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- ✓ （省令第8条第1項第3号）販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

（1）具体化の方針

みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるとともに、犬と猫それぞれの繁殖生理の特徴や個体差等を十分考慮することが重要である。

また、繁殖状況は動物及び施設・設備の状態等から確認することが困難であるため、自治体職員が現場で確認を行う際にチェックしやすい等の実効性を考慮する必要がある。

以上を踏まえ、繁殖に係る基準については、犬と猫の繁殖生理の特徴に基づき、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付ける基準とし、繁殖年齢の上限や繁殖回数に係る規定を具体化することとし、マイクロチップの義務化（令和4年）を見すえ、回数ではなく、確実に確認ができる年齢を基本として、交配の上限を規制する。

（2）基準に定める事項（案）

- ・ 犬：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。
ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満の場合は、7歳まで（満8歳未満）とする。
※マイクロチップの装着・登録が義務化されるまでは、年齢に加え、出産回数（6回まで）を規定することを検討し、今月中に結論を得る。

- ・ 猫：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。
ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで（満8歳未満）とする。
- ・ 年齢や出産回数にかかわらず、繁殖に適さない個体は交配を認めない。
- ・ 必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けるとともに、帝王切開は、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受けることを義務付ける。

根拠・考え方

- 現場で確認しやすい年齢を基本として、交配の上限を規制する。
- 犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、高齢により母体に負担がかかることを防ぐため、交配終了年齢を6歳（満7歳未満）とするとともに、生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳（満8歳未満）と設定する。
- 犬は季節繁殖動物ではなく、個体差により6～10ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、生涯の出産回数を制限する。
- 猫は季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度出産が可能であることを踏まえ、年2回程度に出産を制限することを想定した回数とする。
- 獣医師の診断結果も踏まえ、雌雄ともに繁殖に適さない個体は交配を行わないことを義務付けることにより、繁殖に適さない個体（初回発情時に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等）の交配を認めない。
- 帝王切開については、個体の健康・安全を守るために処置が必要な場合があること、回数よりも不適切な処置が問題との指摘があることを踏まえ、獣医師の関与を具体化する。なお、出生証明書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処罰の対象となるため、不適切な処置を防ぐ。

(3) 関係する現行基準（参考）

- ✓ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供

し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。

- ✓ みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）

（1）具体化の方針

動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、日常の世話を適切に行い、動物が健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。

適切な管理が行われていない不適正事業者に厳格に対応するためには、ネグレクトのおそれ等の問題のある事例で共通して見られるような個体の状態を直接規制し、現場で速やかな指導を可能とすることが必要である。

また、特に犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼養が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化、人とのふれあい等の活動を具体化することが重要である。

以上を踏まえ、その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項については、動物の不適切な状態を直接的に禁止すること、運動の実施、人とのふれあいその他のエンリッチメントの確保の観点から、動物の管理に係る基準を具体化する。

（2）基準に定める事項（案）

- ・ 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止する。
（被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態等）
- ・ 人とのふれあいの実施（散歩や遊具を用いた活動等）を義務付ける。
- ・ 分離型の場合は、1日3時間以上、一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付ける。
- ・ 清潔な給水の確保を義務付ける。

根拠・考え方

- アニマルベースメジャーの考え方を踏まえ、動物の状態の指標（被毛や爪等の状態）を具体化し、虐待につながるおそれがある状態にしておくことを禁止する。
- 運動スペース等における活動を義務付けるとともに、そのような活動を通じて、家庭動物、展示動物等として適応した行動が採れるように、人とのふれあいの実施を具体化する。ふれあいの内容（散歩、ハンドリング等）については、解説書において、具体的に例示する。
- 犬猫は、常時給水が必要な動物であるため、管理の方法を具体化する。
- 遊具、猫の爪とぎ、隠れ場所等のエンリッチメントの考え方に基づく具体的な設備等については、現行基準をもとに解説書において具体的に説明する。

（3）関係する現行基準（参考）

- ✓ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
- ✓ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
- ✓ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- ✓ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ✓ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。